

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たると翌日)

◇選管告示

鳥取県議会の議員の一般選挙における立会演説会の演説の順序の変更
鳥取県議会の議員の一般選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき等のくじを行なう場所等
鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙会の場所等

目次

告示

| 月 日 | | 会 場 | | 演 説 の 順 序 | | | | | | | | | | | |
|------|-----|-------|--------------|-----------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| | | | | 新 旧 | | | | | | | | | | | |
| | | | | 第一順位 | 第二順位 | 第三順位 | 第四順位 | 第五順位 | 第六順位 | 第一順位 | 第二順位 | 第三順位 | 第四順位 | 第五順位 | 第六順位 |
| 四月六日 | 羽合町 | 羽合中学校 | 西小学校 三朝校舍 | 嶋田 | 日置 | 堀江 | 秋久 | 藤井 | 嶋田 | 嶋田 | 日置 | 堀江 | 秋久 | 藤井 | 林原 |
| 四月七日 | 三朝町 | | | 日置 | 堀江 | 秋久 | 藤井 | 嶋田 | | 日置 | 堀江 | 秋久 | 藤井 | 林原 | 嶋田 |

鳥取県選挙管理委員会告示第五十二号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における東伯郡選挙区の立会演説会について、候補者林原嘉武から欠席の届出があつたため、鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する規程（昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）第十条第一項の規定により立会演説会における演説の順序が次のとおり変更されたので、同規程同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年四月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定 治

鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人をこえるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上ある場合のくじを行なう場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第七項の規定により告示する。

昭和四十二年四月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

| 選挙区 | 場 | 所 | 日 | 時 |
|-----|---------------|---------|------------------|---|
| 鳥取市 | 鳥取市尚徳町一六番地 | 鳥取市役所 | 昭和四十二年四月十三日午前十一時 | |
| 米子市 | 米子市中町二〇番地 | 米子市役所 | 昭和四十二年四月十三日午前十一時 | |
| 倉吉市 | 倉吉市葵町七二番地 | 倉吉市役所 | 昭和四十二年四月十三日午前十一時 | |
| 境港市 | 境港市上道町一六〇〇番地 | 境港市役所 | 昭和四十二年四月十三日午前十一時 | |
| 岩美郡 | 鳥取市東町二丁目三一〇番地 | 東部県税事務所 | 昭和四十二年四月十三日午前十一時 | |
| 八頭郡 | 鳥取市東町二丁目三一〇番地 | 東部県税事務所 | 昭和四十二年四月十三日午前十一時 | |
| 気高郡 | 鳥取市東町二丁目三一〇番地 | 東部県税事務所 | 昭和四十二年四月十三日午前十一時 | |
| 東伯郡 | 倉吉市巖城二七九番地 | 中部県税事務所 | 昭和四十二年四月十三日午前十一時 | |
| 西伯郡 | 米子市糺町二丁目一六〇番地 | 西部県税事務所 | 昭和四十二年四月十三日午前十一時 | |
| 日野郡 | 米子市糺町二丁目一六〇番地 | 西部県税事務所 | 昭和四十二年四月十三日午前十一時 | |

鳥取県選挙管理委員会告示第五十四号

昭和四十二年四月十五日執行の鳥取県議会の議員の一般選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により告示する。

昭和四十二年四月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 定治

| 選挙区 | 場 | 所 | 日 | 時 |
|-----|---------------|---------|--------------------|---|
| 鳥取市 | 鳥取市尚徳町一六番地 | 鳥取市役所 | 昭和四十二年四月二十日午後一時 | |
| 米子市 | 米子市中町二〇番地 | 米子市役所 | 昭和四十二年四月二十日午後一時 | |
| 倉吉市 | 倉吉市葵町七三番地 | 倉吉市役所 | 昭和四十二年四月二十日午後一時 | |
| 境港市 | 境港市上道町一六〇番地 | 境港市役所 | 昭和四十二年四月二十日午後一時 | |
| 岩美郡 | 鳥取市東町一丁目三一〇番地 | 東部県税事務所 | 昭和四十二年四月二十日午後一時 | |
| 八頭郡 | 鳥取市東町一丁目三一〇番地 | 東部県税事務所 | 昭和四十二年四月二十日午後一時三十分 | |
| 気高郡 | 鳥取市東町一丁目三一〇番地 | 東部県税事務所 | 昭和四十二年四月二十日午後二時 | |
| 東伯郡 | 倉吉市巖城一七九番地 | 中部県税事務所 | 昭和四十二年四月二十日午後一時 | |
| 西伯郡 | 米子市糺町一丁目一六〇番地 | 西部県税事務所 | 昭和四十二年四月二十日午後一時 | |
| 日野郡 | 米子市糺町一丁目一六〇番地 | 西部県税事務所 | 昭和四十二年四月二十日午後一時三十分 | |